

様式第3

特定施設の種類ごとの数変更届出書

工事開始日が9月20日なのでこの場合8月19日が提出期限です。

令和4年 8月 19日

下関市長 殿

届出者 〒751-0847  
下関市古屋町1-18-1  
株式会社下関  
代表取締役 環境 太郎

設置（使用）届、もしくは直近で提出した氏名等変更届で変更したものと同一の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次の  
同じ名称、所在地を記載すること。

の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次の

| 工場又は事業場の名称     | 下関A工場        | ※ 整理番号  |       |     |          |          |          |          |
|----------------|--------------|---------|-------|-----|----------|----------|----------|----------|
| 工場又は事業場の所在地    | 下関市古屋町1-18-1 | ※ 受理年月日 | 年 月 日 |     |          |          |          |          |
|                |              | ※ 施設番号  |       |     |          |          |          |          |
|                |              | ※ 審査結果  |       |     |          |          |          |          |
|                |              | ※ 備考    |       |     |          |          |          |          |
| 特定施設の種類        | 型式           | 公称能力    | 数     |     | 使用開始時刻   |          | 使用終了時刻   |          |
|                |              |         | 変更前   | 変更後 | 変更前(時・分) | 変更後(時・分) | 変更前(時・分) | 変更後(時・分) |
| 一、ホ機械プレス       |              | 100MN   | 3     | 1   | 13:00    | 13:30    | 20:00    | 19:00    |
| 二、空気圧縮機及び送風機   |              |         | 0     | 2   |          | 7:00     |          | 18:00    |
| 五、イ、コンクリートプラント |              | 20kW    | 1     | 3   | 8:30     | 7:00     | 17:00    | 18:00    |

減少する場合は届出は不要です。但し届出を受理しないものではないので、ご提出いただいても構いません。

直近の届出の2倍より多くなるため、届出が必要です。

過去に届出をしていない新たな種類の特定施設を設置する場合は、変更届が必要です。

備考 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であつた場合は、変更届を提出すること。ただし、この規定により届出を要しないこととされるときは、当分の間、届出を要しないこと。

- 2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 特定施設の種類ごとの数変更届出書添付書類

1. 特定施設の配置図（工場平面図に特定施設の位置を明示すること）  
（法第7条第2項）  
別紙図1のとおり
2. 特定工場等及びその付近の見取り図（工場敷地境界線、特定施設の位置、予測地点を示すこと）（法施行規則第4条第3項）  
別紙図2のとおり
3. 騒音防止の方法に関する図や表（敷地境界線で規制基準を超過しないことを示すこと）  
別紙計算書1のとおり
4. 設置工事の開始予定日 ※工事開始日の30日前までに届出が必要です。  
令和4年 9月20日
5. 工場又は事業場の担当者  
部署： 環境部環境政策課  
職名： 技師  
担当者名： 古屋 次郎  
電話番号： 083-252-7151

### （留意事項）

- ・届出者欄が法人の代表者でない場合は「委任状」が必要です。